



店頭FX取引の現状とそのリスク管理

2018年3月12日

一般社団法人 金融先物取引業協会



目次

I . FX取引とは-----P.3

II . リスク管理-----P.21



FX取引の概要

FX取引とは

1. 取引通貨ペアはドル円取引がメイン
2. 投資家は円売り建てを好む

3. FX業界の構造
4. ビジネスモデルの違いによる価格配信の相違
5. 証拠金受託・管理の実務
6. イノベーション
7. 苦情等



8. 個人・法人の取引割合
9. 個人投資家属性
10. 個人投資家の主な取引手法

11. 海外の規制動向

12. 自主規制の沿革
13. 外務員登録
14. 監査・処分の概要



店頭取引市場①

FX取引とは

通貨ペアでどの取引が多いか？

1. 取引通貨ペアはドル円取引がメイン

<店頭FX取引における通貨別取引高のシェア(2012年度～2017年度2Q 上位20通貨)>

(単位:%)

	通貨ペア	2012	2013	2014	2015	2016	2017 1Q-2Q	総計
1	USDJPY	34.30	70.66	71.71	61.47	75.73	74.31	66.67
2	EURJPY	36.97	13.44	7.71	7.36	2.98	5.66	10.26
3	EURUSD	11.57	3.35	6.45	12.68	3.19	4.96	7.02
4	GBPJPY	5.47	4.64	5.31	6.63	9.86	7.63	6.66
5	AUDJPY	8.40	5.22	5.25	8.24	5.20	4.31	6.14
6	NZDJPY	0.83	0.73	1.02	1.21	0.60	0.56	0.87
7	GBPUSD	0.74	0.56	0.68	0.70	1.31	1.05	0.83
8	AUDUSD	0.71	0.69	0.68	0.59	0.35	0.35	0.57
9	EURAUD	0.08	0.15	0.11	0.23	0.13	0.15	0.15
10	CHFJPY	0.10	0.08	0.27	0.11	0.03	0.06	0.12
11	CADJPY	0.12	0.08	0.12	0.13	0.09	0.14	0.11
12	ZARJPY	0.14	0.09	0.09	0.11	0.10	0.12	0.10
13	GBPAUD	0.04	0.04	0.08	0.12	0.10	0.12	0.09
14	NZDUSD	0.06	0.05	0.09	0.10	0.07	0.09	0.08
15	EURGBP	0.07	0.03	0.07	0.05	0.07	0.09	0.06
16	USDCHF	0.09	0.04	0.09	0.05	0.02	0.05	0.05
17	EURCHF	0.13	0.04	0.09	0.02	0.01	0.04	0.05
18	USDCAD	0.01	0.01	0.03	0.05	0.04	0.11	0.04
19	TRYJPY	0.03	0.02	0.03	0.04	0.04	0.08	0.04
20	GBPCHF	0.03	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	other	0.11	0.09	0.11	0.09	0.05	0.10	0.09
	総計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

【協会作成資料】



店頭取引市場②

FX取引とは

金融庁資料に各通貨ペアの取引高シェア(2017年度第2四半期ベース)を入れ、その取引高シェアに基づく加重平均を算出。

◎最大変動率

【金融庁資料(P.15)を加工して協会が作成】

通貨ペア	米ドル/円	ユーロ/円	ポンド/円	豪ドル/円	スイスフラン/円		
過去最大の変動率	6.7%	7.3%	11.4%	12.7%	20.2%		
レバレッジ	14.9倍	13.6倍	8.7倍	7.8倍	4.9倍		
取引高シェア(2017/2Q)	73.69%	4.54%	8.59%	3.66%	0.05%		
通貨ペア	カナダドル/円	NZドル/円	南アランド/円	ユーロ/米ドル	ポンド/米ドル	単純平均	加重平均
過去最大の変動率	7.5%	19.6%	16.1%	3.5%	8.1%	11.4%	7.3%
レバレッジ	13.3倍	5.1倍	6.2倍	28.5倍	12.3倍	8.7倍	13.7倍
取引高シェア(2017/2Q)	0.18%	0.66%	0.08%	6.00%	1.26%	—	—

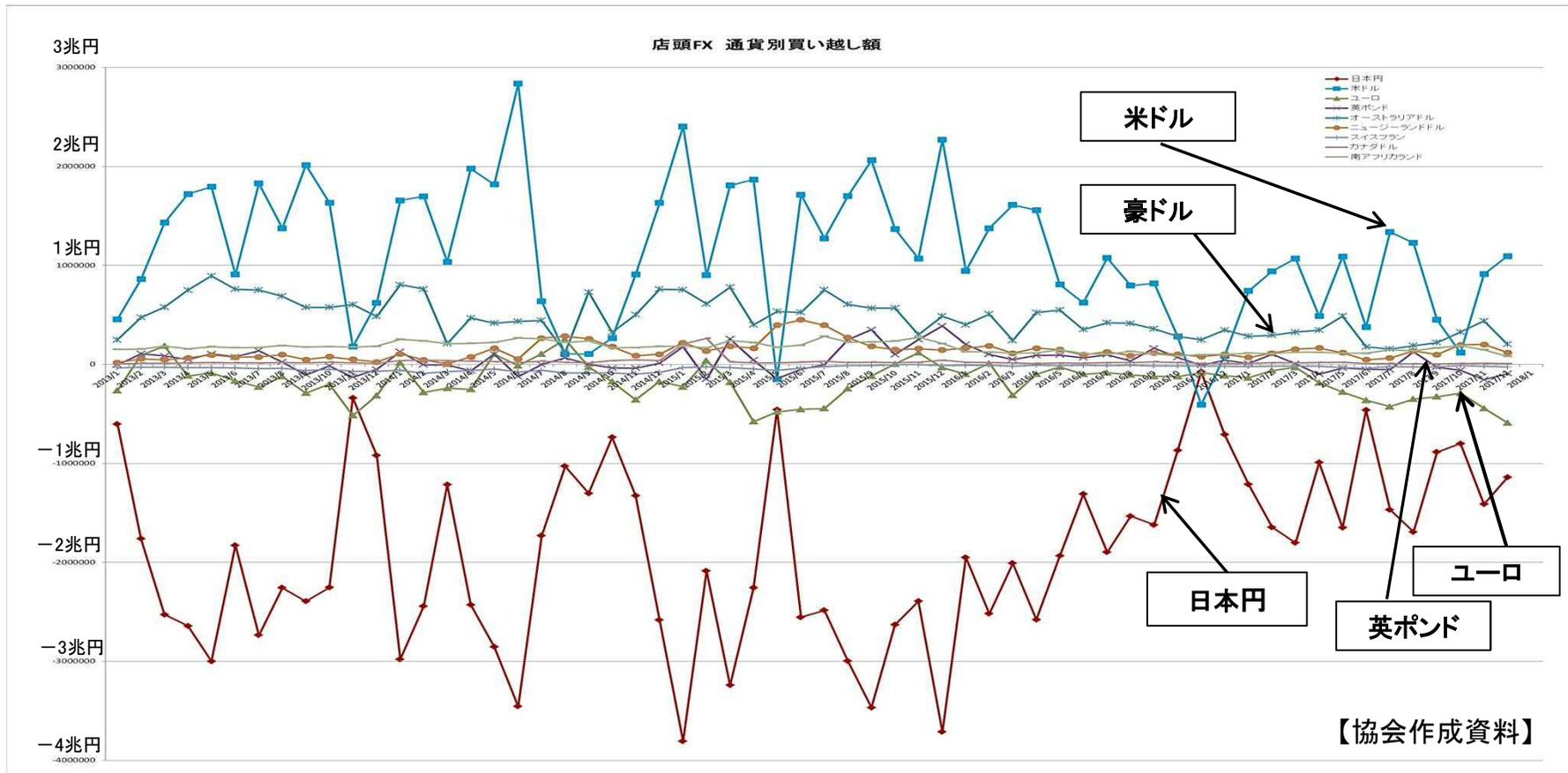
加重平均計算式:(米ドル/円の変動率×シェア+ … ポンド/米ドル×シェア) / (米ドル/円シェア+ … ポンド/円シェア)



店頭取引市場③

FX取引とは

2. 投資家は円売り建てを好む(2013年1月から2018年1月までの月次推移)

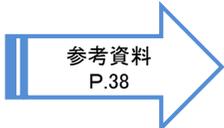




①FX業界の構造は？

3.FX業界の構造

◎FX取扱業者数の推移



業者区分別のFX取扱い会員一覧

区分	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年 (上段:くりっくのみ) (中断:くりっく及び店頭) 12月末 (下段:店頭FXのみ)	
										6	0
ネット銀行等	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	1
											5
											7
証券会社	43	44	44	46	39	37	37	34	34	34	7
											7
											20
商品先物会社	11	9	10	7	6	4	4	4	4	5	5
											0
											0
先物専門会社	62	46	40	31	29	26	22	21	21	21	1
											2
											18
FX取扱業者計 (うち店頭FX取扱業者)	120 (114)	103 (92)	98 (90)	88 (69)	79 (64)	72 (62)	68 (58)	64 (52)	65 (53)	66 (53)	13
											10
											43

【協会作成資料】

※ 先物専門会社…FX取引専門の会社であり、本協会HPで公表している「会員・特別参加者名簿」の「先物専門会社」をいう。
 ※ 証券会社…有価証券に関連する業務を行う会社であり、主要な業務がFX取引である証券会社も含まれる。
 ※ 破綻及び登録取消処分により退会した会員は、金商法施行(2007年9月)から2012年度の間7社、以降は0社。
 (相場急変を原因とした損失の発生により破綻した業者はなし。)



業者(協会員)②

FX取引とは

②FX業界の構造は？

◎店頭上位10社 取引高(2017.1Q~3Q) 預かり証拠金(2017.12末)
建玉残高(2017.12末)

取引高	取引金額 (単位:兆円)
総計(全社合計)	3,026
上位10社の合計	2,566
全体に対する上位10社のシェア	84%
預かり証拠金	金額 (単位:百万円)
総計(全社合計)	1,360,673
上位10社の合計	953,278
全体に対する上位10社のシェア	70%
建玉残高	金額 (単位:百万円)
総計(全社合計)	6,330,348
上位10社の合計	4,640,607
全体に対する上位10社のシェア	73%

* 会員から提出された四半期報告より算出



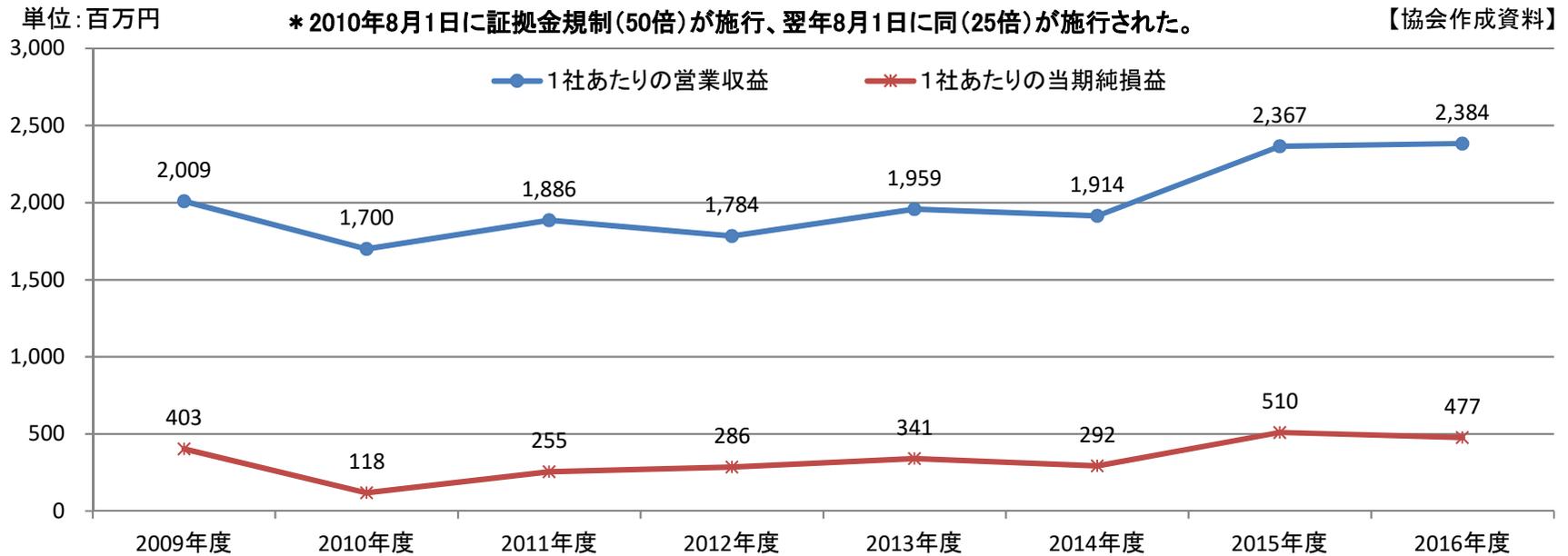
業者(協会員)③

FX取引とは

FX業界の収益状況は？

◎先物専門会社(*)の業績推移

* 7頁の表で先物専門会社に区分される社。



【参考:店頭FX取扱業者1社あたりの取引高】

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1社あたりの取引高 (単位:十億円)	22,744	21,036	24,969	35,153	68,026	82,328	105,641	92,559
店頭FX取扱業者数	92	90	69	64	62	58	52	53



店頭FX業者は金商業者として自己資本規制比率に関する規則の遵守を求められる。

4.ビジネスモデルの違いによる価格配信の相違

店頭FX業者のビジネスモデルとしては、6種類に分類され、各モデル毎に価格の生成方法及び配信方法に違いがある。分類した内容については、以下のとおり。

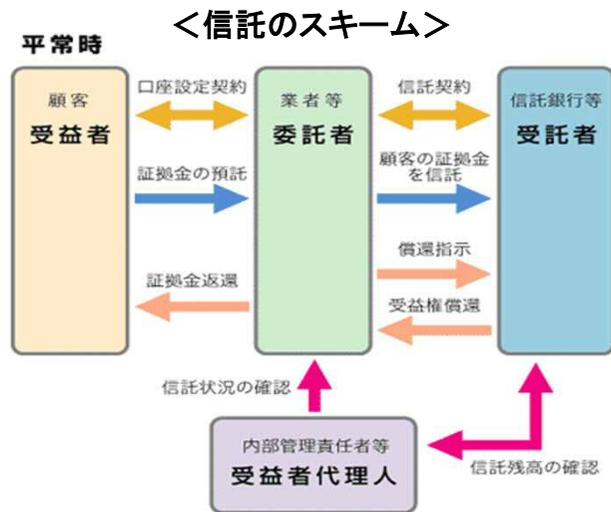
<店頭FX取扱会員の主な分類>

【協会作成資料】

主な取扱業者の種類	約定判断	内部マリー	約定の方法	価格の生成方法	特徴①	特徴②
DI業者 (Dealer Intervention)	業者が顧客取引の約定を判断	マリーする	受注した注文は業者において約定させ、カバー取引はディーラーの判断において行う。 (顧客先、カバー後)	モデルⅠ 複数のカバー先が提示した価格のベストビット・ベストオファーを合成し、顧客へ提示する。又は複数のカバー先から1社選択し業者の価格として配信する。 モデルⅡ 1社のカバー先が提示した価格をそのまま顧客へ配信する。	・マリーしたスプレッド分を収益にできる。 ・スプレッドを業者が決めることができる。 ・固定スプレッドが可能。	・業者が提示するレートに裁量的な部分が排除できない。 ・ディーラー部署をおく必要がある。 ・収益がディーリングに左右される。 ・市場リスクを負うため、自己資本規制比率に影響する。
		業者でマリーしない	顧客との約定を業者で行った後、即座にカバーを取る。 (顧客先、カバー後)	モデルⅢ モデルⅠと同様 モデルⅣ モデルⅡと同様	・基本的にディーラーを置く必要がない。 ・市場リスクを負わない。 ・収益は出来高に比例する。	・マークアップ分しか収益にならない。 ・顧客数、出来高の規模がある程度大きくなると収益がでない。 ・スプレッドは変動する。
STP業者 (Straight Through Processing) NDD業者 (No Dealing Desk)	業者では顧客取引の約定を判断しない	業者でマリーしない	受注した注文は全てカバー先へ投げられ、当該カバー先が約定をした後に、顧客に約定を返す。 (カバー先、顧客後)	モデルⅤ モデルⅠと同様 モデルⅥ モデルⅡと同様	・一般的に業者が提示するレートに恣意的な部分が排除される。 ・基本的にディーラーを置く必要がない。 ・市場リスクを負わない。 ・収益は出来高に比例する。	・マークアップ分しか収益にならない。 ・顧客数、出来高の規模がある程度大きくなると収益がでない。 ・スプレッドは変動する。 ・カバー先がシステム障害などで約定できないと、顧客の約定もできなくなる。

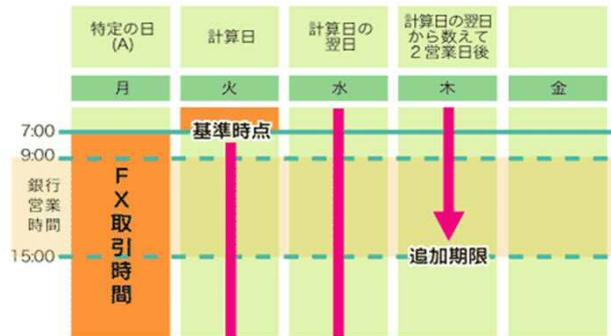
証拠金受託の実務は？

5. 証拠金受託・管理の実務



2009年以降、金融商品取引業等に関する内閣府令が改正され、金融商品取引業者又は登録金融機関がFX取引に係る証拠金の預託を受けた場合の区分管理方法が金銭信託に一本化。(金商業等府令第143条)

2009年以降、金融商品取引業等は顧客から受注を受けると同時に、顧客から証拠金を受託し、注文を約定。
 業者等(委託者)は、顧客(受益者)から預かったFX取引に係る証拠金に対し、顧客区分管理必要額を日々算定し、その金額を期限内(計算日の2営業日以内)に信託銀行等(受託者)へ金銭信託し管理。
 追加信託期限は、信託財産の元本の評価額が顧客の区分管理必要額に満たなくなった場合、満たなくなった日の翌日から数えて2営業日以内に追加信託しなければならないため、信託の不足額を業者は日々管理している。(金商業等府令第143条の2及び143条の3)



顧客が追加証拠金を入金するタイミングとしては、金商業等府令第117条第1項第28号の不足額を顧客に通知した後に不足額を預託させることとなるため、事務処理等の時間を勘案し、例えば、1営業日といった合理的な期間内に不足額を預託させれば、同項第28号の規定を満たすと考えられている。(2009年7月金融庁パブリックコメント)

【協会作成資料】



6.イノベーション

店頭FX会員の中には、FX取引業務をベースに外貨決済等のサービスを顧客に提供している先もある。

<空港外貨受取サービス等>

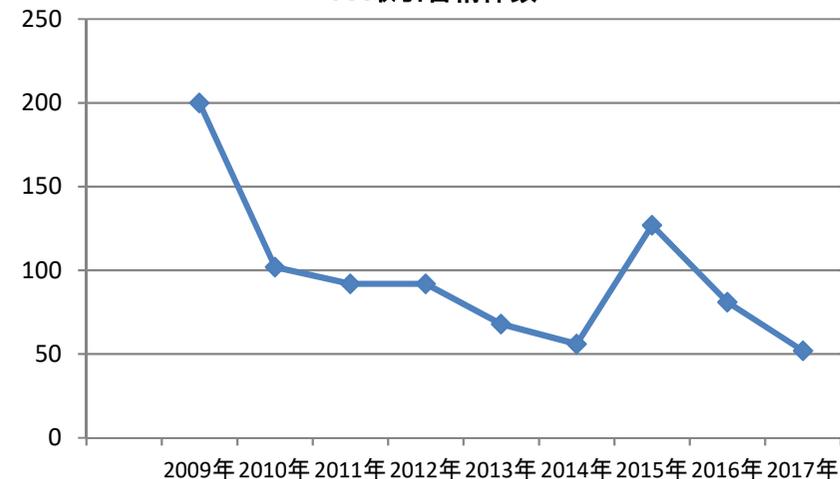
日本国内の主要4空港(成田、羽田、関西、中部国際)で受取が可能であり、銀行や外貨ショップで両替する場合、FX取引を利用することにより手数料が安く、これを目的とした利用者の増加もはかられていると考えられる。

7.苦情等

年度	FX取引苦情件数		
	合計	店頭FX	くりっく365
2009年度	200	182	18
2010年度	102	94	8
2011年度	92	76	16
2012年度	92	77	15
2013年度	68	56	12
2014年度	56	49	7
2015年度	127	102	25
2016年度	81	56	25
2017年(4月~12月)	52	25	27

(データ資料: 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター)

FX取引苦情件数

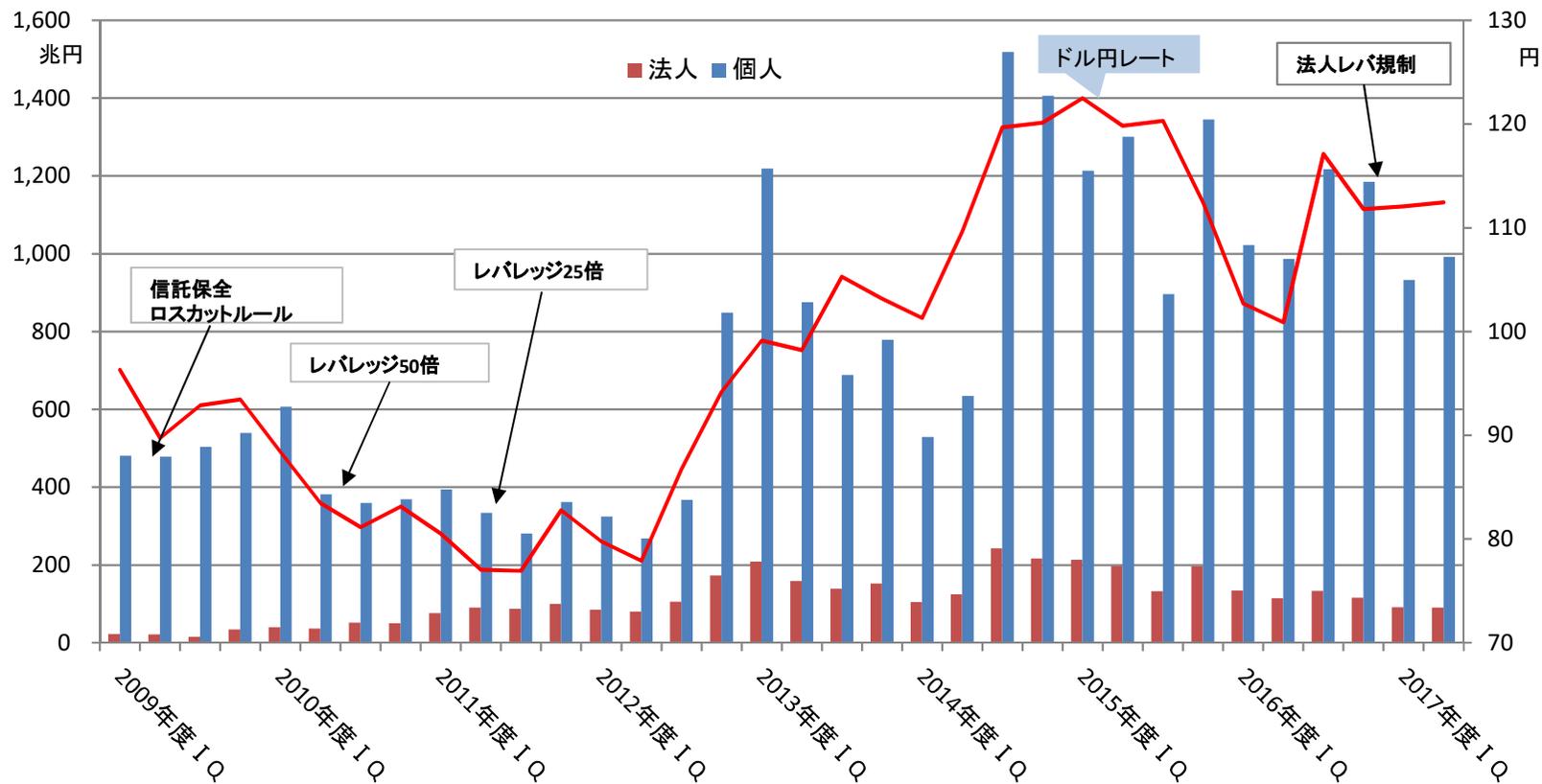


【協会作成資料】



個人・法人別の取引高の推移

8.個人・法人の取引推移



【協会作成資料】



投資者②

FX取引とは

個人投資家の属性は？

9.個人投資家属性

本協会では、2017年2月に全国20～70代一般男女個人2,000人(株)日本リサーチセンターWEBパネルより抽出)を調査対象者として、『金融先物取引に関する個人投資家の意識調査』を実施しております。調査対象者2,000人のうち(店頭及び取引所)FX取引を行ったことのある投資家135人の属性は以下のとおり。

(単位:%)

男性	20代	10.4	女性	20代	2.3	職業別	自営業主／自由業／家族従業者	14.9	世帯年収	200万円未満	8.3
	30代	26.7		30代	5.9		常勤雇用(役員・管理職)	12.7		200～400万円未満	20.7
	40代	22.2		40代	5.9		常勤雇用(非管理職)	33.5		400～700万円未満	36.1
	50代	6.7		50代	4.4		パート・アルバイト	13.4		700～1,000万円未満	20.0
	60代	7.4		60代	2.9		専業主婦・主夫	6.7		1,000万円以上	14.9
	70代	2.9		70代	2.3		無職・年金受給者／学生	18.0		合計	100
				合計	100		その他	0.8			
				合計	100						

【協自作成資料】

10.個人投資家の主な取引手法

ポジションの保有期間による主な取引手法の一例

* 協会にご寄稿いただいた論文で使用された分類を協会が一部修正したもの

投資手法	ポジションの保有期間
スキャル(超短期取引)	0～1時間
デイトレ(1日間取引)	1時間～1日間
スイング(1週間取引)	1日間～1週間(5日間)
ロング(超長期取引)	1週間～1か月(20日間)もしくは1か月超



レバレッジの分布状況は？

◎実効倍率ごとの顧客分布状況

基準日：2017年3月9日

実効倍率区分	顧客数(人)	割合	建玉残高(百万円)	割合
25倍以下～20倍以上	34,380	11%	560,122	18%
20倍未満～15倍以上	33,048	10%	405,195	13%
15倍未満～10倍以上	45,725	14%	548,522	18%
10倍未満～5倍以上	68,723	21%	784,096	25%
5倍未満～	139,453	43%	802,872	26%
計	321,329	100%	3,100,809	100%

1. 上表の数値は、主要会員18社(取引高シェア82%(2017.1Q～3Q))からデータの提供を受けて集計したもの。
2. 実効倍率 = 2017年3月9日クローズ時点の建玉(全通貨ペアの合計)(円) ÷ 証拠金残高(円)
3. 25倍以下～20倍以上の区分には、2017年3月9日クローズ時点で追証が発生している顧客を含む。



店頭FX業者の決済リスクに関する海外の規制動向①

11. 海外の規制動向は以下のとおり。

項目	規制内容
1. レバレッジ	<p>【日本】 法人取引:過去の相場動向により変動 個人取引:25倍</p> <p>【米国】 商品先物取引委員会(CFTC)規則により、主要10通貨(*1):50倍、その他の通貨:20倍。 ただし、全米先物協会(NFA)に、一時的に証拠金率を上げることができる権限(*2)を付与。 (*1) 日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、カナダドル、豪ドル、NZドル、スイスフラン、デンマーククローネ、スウェーデンクローネ、ノルウェークローネ (*2) スイスフラン・ショック(2015年1月)時にはスイスフランについて50倍から20倍へ引下げ。</p> <p>【欧州】 ESMAによる新規制案 原資産のボラティリティに応じて、主要通貨(*3)が30倍、その他の通貨20倍 (*3) 日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、カナダドル、スイスフラン</p> <p>【英国】 FCA市中協議案 ①CFDの活発な取引が1年未満の顧客 主要通貨:25倍、その他の通貨:20倍。 ②その他の顧客 主要通貨:50倍、その他の通貨:40倍。</p> <p>【韓国】 韓国の金融委員会(FSC)及び金融監督院(FSS)は、新規の取引について、50倍から20倍に(2009年9月)、さらに10倍に(2012年3月)引下げ。</p>
2. 資本要件	<p>【米国】NFA規則</p> <p>①固定額部分 最低資本金を25万ドルから2,000万ドルに引上げ(2009年5月以降)。 ②変動額部分 顧客から預かった資産の5%から1,000万ドルを控除した額(2015年5月以降)。</p>



店頭FX業者の決済リスクに関する海外の規制動向②

項目	規制内容
3. リスク管理 ① ストレステスト	【米 国】 NFA規則:FX業者は、リスク管理プログラムの一部として、半月に1回以上、自己口座及び各取引相手口座（一般顧客及びディーラーとしての業務を行わない適格取引参加者(ECP)の両方)における全建玉について、極端であるが起り得る条件下でのストレステストを実施しなければならない。
② リスク管理プログラム	【米 国】 NFA規則 ① FX業者は、外国為替業務に伴うリスクを監視・管理するための書面によるリスク管理プログラムを作成し、実施状況の記録を保存しなければならない。NFA及びCFTCから要請があった時はその写しを提出しなければならない。 ② 価格決定、取引、販売、広告、勧誘等の業務に携わる役職員から独立し、十分な権限が付与され、当該FX業者のリスク管理プログラムを実行できる財務・業務知識のある者を有する「リスク管理部門」を直接上級管理者の下に設置しなければならない。 ③ リスク管理プログラムの構成要素には、少なくとも11種類のリスクについて監視及び管理する方針及び手続きを含む。
③ ロスカット制度	【欧州】 ESMA新規制案 証拠金建玉強制決済ルール(margin close-out rule)の導入。有効証拠金が当初証拠金の50%以下となった場合、建玉ごとに強制決済する。
④ 未収金発生	【欧州】 ESMA新規制案 顧客の預託した証拠金を上回る損失を生じさせない仕組みを義務付ける(negative balance protection)。
4. 報告制度・情報開示	【米 国】 NFA規則:取引価格の公正性を監視するため、FX業者に毎日の顧客の取引データをNFAに報告させる(2011年2月より)。提出遅延の場合、1日当たり1,000ドルの遅延手数料が課される。 【欧州】 ESMA新規制案:業者に四半期ベースで損益口座割合の公表を義務付ける。 【FCA】 業者に顧客口座の損益比率の公表を義務付ける。



12. 自主規制の沿革

本協会は、金融商品取引法第78条に基づく「認定金融商品取引業協会」である。

FX取引に関する法規制等の沿革

【協会作成資料】

年月	取引業者に対する規制等	適用法令・諸規則	内容、目的等
1989年8月	本協会設立	金融先物取引法	
1998年4月	外国為替取引自由化	外国為替管理法	規制緩和(FX取引が誕生)
2005年7月	取引業者登録義務	金融先物取引法	業者規制導入
	不招請勧誘禁止		投資家保護の強化
	顧客資産区分管理		顧客資産保護
	外務員登録試験制度		外務員の質的向上
2009年8月	証拠金の信託会社等への金銭信託一本化	金商業者等府令	顧客資産の完全分離
	ロスカット規制	金商業者等府令	預託金を上回る損失の防止
	FINMACへ業務委託	金商法、自主規制	金商法諸団体業務一元化
2010年8月	レバレッジ50倍規制	金商業者等府令	投資家保護の強化
2010年9月	スプレッド広告ルール	自主規制	不当広告の排除
2011年4月	注意喚起・確認ルール	自主規制	注意喚起書面の配布等
2011年6月	データ保存ルール	自主規制	配信価格データの保存
2011年8月	レバレッジ25倍規制	金商業者等府令	投資家保護の強化
2012年3月	アフィリエイト広告ルール	自主規制	不適切な広告の排除
2013年8月	注文執行ルール	自主規制	スリッページ対策
2016年2月	第1回共通ストレステスト実施	自主規制	リスク管理の強化
2017年2月	為替リスク想定比率の算出の開始	金商業者等府令	法人レバレッジ規制導入
	第2回共通ストレステスト実施	自主規制	リスク管理の強化
2017年10月	ストレステストの継続実施ルール	自主規制	リスク管理の強化



自主規制団体の機能や活動は？

参考資料 P.39 40
・事務局組織図
・協会組織図

13.外務員登録

2005年の金融先物取引法改正以降、金融先物取引の外務行為を行う者に対し、外務員登録制度が導入され、その登録に係る業務が国から本協会に委任されました。(金融商品取引法第64条の7)
外務員登録をする場合には、協会で実施している外務員資格試験に合格することが要件となっています。

<直近の各年度末における外務員登録者数の推移>

年度	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末
登録者数	123,947人	119,837人	121,983人	123,733人	125,252人

【協会作成資料】

※ 2013年度末および2014年度末の外務員登録者数減少の要因は、協会会員数の減少による

14.監査・処分の概要

<監査業務>

- 実地監査…主にFX取引取扱会員を中心に年間20社、基本はローテーションで3～4年を目途に一巡。
- 特別監査…顧客からの情報や違反事案等があった場合には優先的に実施。
- 概況調査…金先業務を開始した際に管理態勢等の確認のための調査。
- モニタリング…書類監査等を含め、各会員の管理態勢の確認のため実施。



<直近の監査の状況>

2017年4月～2018年1月の監査実施件数:14社 監査時の指摘事項は以下のとおり。

- ①顧客注文執行態勢の整備関係 ②個人情報管理態勢関係 ③システムリスク管理態勢関係
- ④協会への報告漏れ ⑤価格関連データ保存・価格配信態勢等の整備関係 等

モニタリング(書類調査):以下項目を中心に自主規制対象会員全社(143社)に毎年実施している。

- ①財務健全性 ②区分管理信託の運営状況、苦情・システム障害等の状況確認 ③ロスカット等未収金発生状況
- ④相場急変イベント発生時の提示・約定価格データ徴求及び分析のための価格モニタリング

特別監査:モニタリング結果を踏まえてオンサイトの特別調査等を以下のとおり実施している。

- ①自己資本規制比率が一定水準を割り込んだ会員に対する現状把握のため特別調査(2社)
- ②無作為抽出した対象先への報告内容の正確性・適切性確認のため確認調査(8社)

<協会処分>

会員からの事故報告書等を基に処分可否判定後、協会の規律委員会(外部有識者3名)にて処分検討を実施。
処分実施後に申立ができる制度として、会員及び外務員の処分に対する不服申立制度を新設した。(2017年6月)。
会員処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名処分がある。(定款第19条第2項)
処分とあわせて定款第16条に基づき勧告を行っており、処分後会員に対し、1ヶ月の間に改善報告書の提出を求めている。

<協会処分件数等>

会員に対するこれまでの処分実績:40件

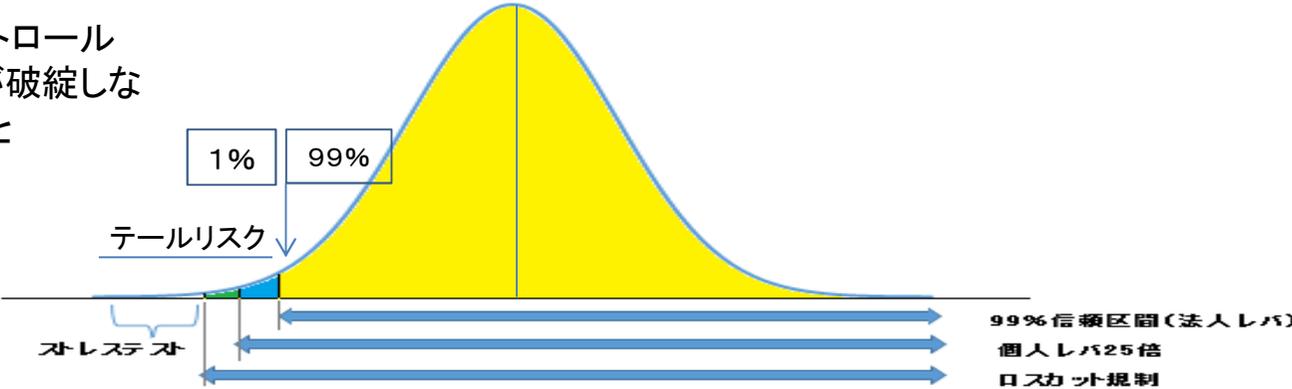
外務員に対するこれまでの処分実績:26件(外務員人数:55名)

直近2017年4月から2018年2月までの処分件数:会員処分4件、外務員処分2件(2名)実施

店頭FX取引に関わるリスク管理

《リスク管理の基本概念》

損失の発生を想定内にコントロールし、最悪でも、店頭FX業者が破綻しないようにリスクを管理すること



ストレステストの損失範囲

- 業務取扱規則第25条の4の2第2項
- 業者によるストレステストの実施
- ストレステスト実施要領
- 共通ストレステストの実施

99%の期待損失範囲

- 法人レバレッジ規制
- 個人レバレッジ規制
- 業務取扱規則第25条の3に関する細則によりロスカットを規定
- 業務取扱規則第25条の4の2により為替リスク管理態勢の整備を規定
- 監督指針IV-3-3-5(1)顧客及びカバー取引相手方との取引に係るリスク管理態勢を規定

【協会作成資料】



99%の期待損失範囲

リスク管理

想定損失の信頼水準99%をカバーする
証拠金の確保の状況について

99%の信頼水準＝法人レバレッジ規制における為替リスク想定比率

- ・FMI原則において、当初証拠金は、少なくとも推計された将来エクスポージャーの分布の片側信頼水準99%をカバーすべき。
- ・金融庁告示で定めたパラメーター(26週及び130週)によって原資産市場のボラティリティーを反映したレバレッジを通貨ペア毎に算出、毎週更新。

(倍)

		USDJPY	EURJPY	GBPJPY	AUDJPY	CHFJPY	CADJPY	NZDJPY	EURUSD	ZARJPY	TRYJPY
H30.1月	最高	67.56	70.42	48.54	53.47	78.74	54.94	55.86	78.12	34.24	45.66
	最低	67.56	70.42	48.3	53.19	78.12	54.64	55.24	78.12	34.24	45.45
		USDJPY	EURJPY	GBPJPY	AUDJPY	CHFJPY	CADJPY	NZDJPY	EURUSD	ZARJPY	TRYJPY
H29.1月～ H29.12月	最高	67.56	70.42	49.01	52.91	78.12	55.24	55.24	78.12	36.36	45.66
	最低	51.02	63.29	46.94	49.5	51.54	49.5	50.76	68.02	33.78	40.32

【協作成資料】

- ・個人取引はレバレッジが25倍であり、実際の原資産のボラティリティーよりかなり低い。そのため25倍を前提としたリスク管理を行っている各社は実際の市場の変動に対して通貨ペア全体で保守的な管理体制となっている。



ロスカット制度の義務化(店頭取引、取引所取引に共通)

I. 金融商品取引業等に関する内閣府令

第123条第1項第21号の2において、金融商品取引業者等は顧客にFX取引を提供するにあたっては、ロスカットルールを定め、それを執行するための体制を整備し、実際に定めたルール通りにロスカット取引を行うことが義務付けられている。

II. 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

通貨関連店頭デリバティブ取引におけるロスカット取引についての顧客への説明責任に係る留意事項(以下の2点)として、業者等は顧客に対して契約締結前交付書面等において適切にロスカット取引の内容やそのリスク等について説明することを求めています。

- ①ロスカット取引に関する取決めが設けられていること及びその内容について適切に説明を行っているか。
- ②また、予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。



ロスカット制度②

Ⅲ. 金融先物取引業協会の自主規制規則

「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」において、FX取引を取り扱う会員は、以下の措置を講ずることとされている。

- ①協会が別に定めるロスカット水準表に掲げる実預託額の監視間隔の区分に応じて、当該区分に定める基準値を下回らないように、ロスカット水準を定める。
- ②ただし、顧客がFX取引の契約を締結すると同時に当該契約ごとに、ストップロス注文(損失を限定するための逆指値注文)を発注する方法(当該契約が決済されるまで取消しされないものに限る。)、その他これと同等の仕組みであるとみなすことができる方法を用いる場合には、ロスカット水準表に関わらず会員が自ら定める基準を以って、原則としてロスカット未収金が発生しないようにロスカット取引を運用するものとする。
- ③実預託額の監視間隔は10分以内とする。

実預託額の監視間隔の区分		基準値	ロスカット水準計算例	
			レバレッジ区分	水準
1	1分以内の場合	対象商品のレバレッジに乗数0.6を乗じて得た値(%)	25倍の場合	15%
2	1分を超え5分以内の場合	対象商品のレバレッジに乗数0.8を乗じて得た値(%)	25倍の場合	20%
3	5分を超え10分以内の場合	対象商品のレバレッジに乗数1.0を乗じて得た値(%)	25倍の場合	25%

(参考)ロスカット水準表



ロスカット制度③

リスク管理

ロスカットルールは各業者で共通なのか？
ロスカット取引は誰が発動するのか？

IV. 各業者の運用

(1) ロスカットルール

- ・上記の規則等に従い、各業者はロスカットルールを定めており、業者間で共通ではない。(口座全体、通貨ペア別など)
- ・金融先物取引業協会の規則よりも厳格な水準でロスカットルールを運用している業者が多い。
- ・各業者と顧客との契約締結により、基本的に自動でロスカットは執行される。

(2) ロスカットルールの例

(口座全体)

値動き × 数量 + 累計スワップポイント = 評価損益額

預託金残高 + 損益評価額 - 出金依頼額 = 資産評価額

資産評価額 ÷ 取引必要証拠金 × 100 = 証拠金維持率

⇒ 証拠金維持率が50%を下回った場合、全ポジションを強制決済

(通貨別)

通貨ペア別の取引必要証拠金から当該通貨ペアの評価損を差し引いた額が原則1分毎のロスカット判定により、取引必要証拠金の50%を下回った場合は当該通貨ペアのポジションを強制決済。



ロスカット制度④

リスク管理

FX業者がロスカット取引の際に値を付けられないことについて

(3) 契約締結前交付書面の例(抜粋)

ロスカット

預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様の建玉を表に従い反対売買を行ない決済します。

ロスカット方式	ロスカット水準	ロスカット対象
口座全体	証拠金維持率が50%を下回った場合	すべての建玉
通貨ペア別計算	通貨ペア別の未決済建玉に係る取引必要証拠金から当該通貨ペアの評価損を差し引いた額が、未決済建玉に係る取引必要証拠金の50%を下回った場合	当該通貨ペアのすべての建玉

ただし、相場の状況によってロスカット水準に達した場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されるおそれがあり、相場の急激な変動によって預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。



未収金①

未収金はどのように発生するか？

I. 未収金のメカニズム

1. マーケット休場、不測の停止によるもの	2. 流動性枯渇によるもの	3. ロスカット監視間隔によるもの
<p>口座残高 5 万円で 110円のドル/円を1枚買い建てた。 必要証拠金・・・4.4万円(110万円×4%) 予定ロスカットレート・・・109.40円</p> <p>本来のロスカット水準(109.40)でロスカットされれば、6,000円の損失が確定し、口座残高は4.4万円となる。</p> <p>休場</p> <p>口座残高 0円</p> <p>休場明け、不測の停止の再開後にレートが乖離している場合、本来のロスカット水準以下での決済、または極端な場合、未収金が発生する可能性</p> <p>A(110円)</p> <p>B(104円)</p> <p>（事例） 週末や年末などのマーケット休場、不測の停止</p> <p>A時点では口座残高 5万円 ↓ 6円下がったために残高から6万円差し引かれ、B時点での口座残高はマイナス1万円 → 未収金発生</p>	<p>（110円）</p> <p>本来のロスカット水準</p> <p>口座残高 0円</p> <p>カバー先（銀行等）からのレート配信が無い状態。（配信はあるが瞬間的にレートが飛ぶ場合もある）</p> <p>レート配信再開→ロスカット執行</p> <p>（104円）</p> <p>相場急変によりカバー先（銀行等）からレート供給がなくなったため顧客にもレート提示・売買約定ができず、ロスカットが執行された時点で未収金が発生する可能性</p> <p>※同じ6円の変動でもレートが供給されていれば想定どおりのロスカットが執行され未収金は発生しない。</p> <p>（事例） 相場急変</p>	<p>（110円）</p> <p>ロスカット監視 n 回目</p> <p>n+1 回目</p> <p>（104円）</p> <p>ロスカット監視 n 回目ではロスカット水準に達していないが、相場急変により n+1 回目ではロスカット水準以下での決済、または極端な場合、未収金が発生する可能性</p> <p>※業者はシステムの全口座の証拠金率を常に（毎秒など）監視しロスカット判定しているが、監視間隔の狭間で急激な相場変動が発生すれば未収金が発生する可能性がある</p> <p>（事例） 相場急変</p>

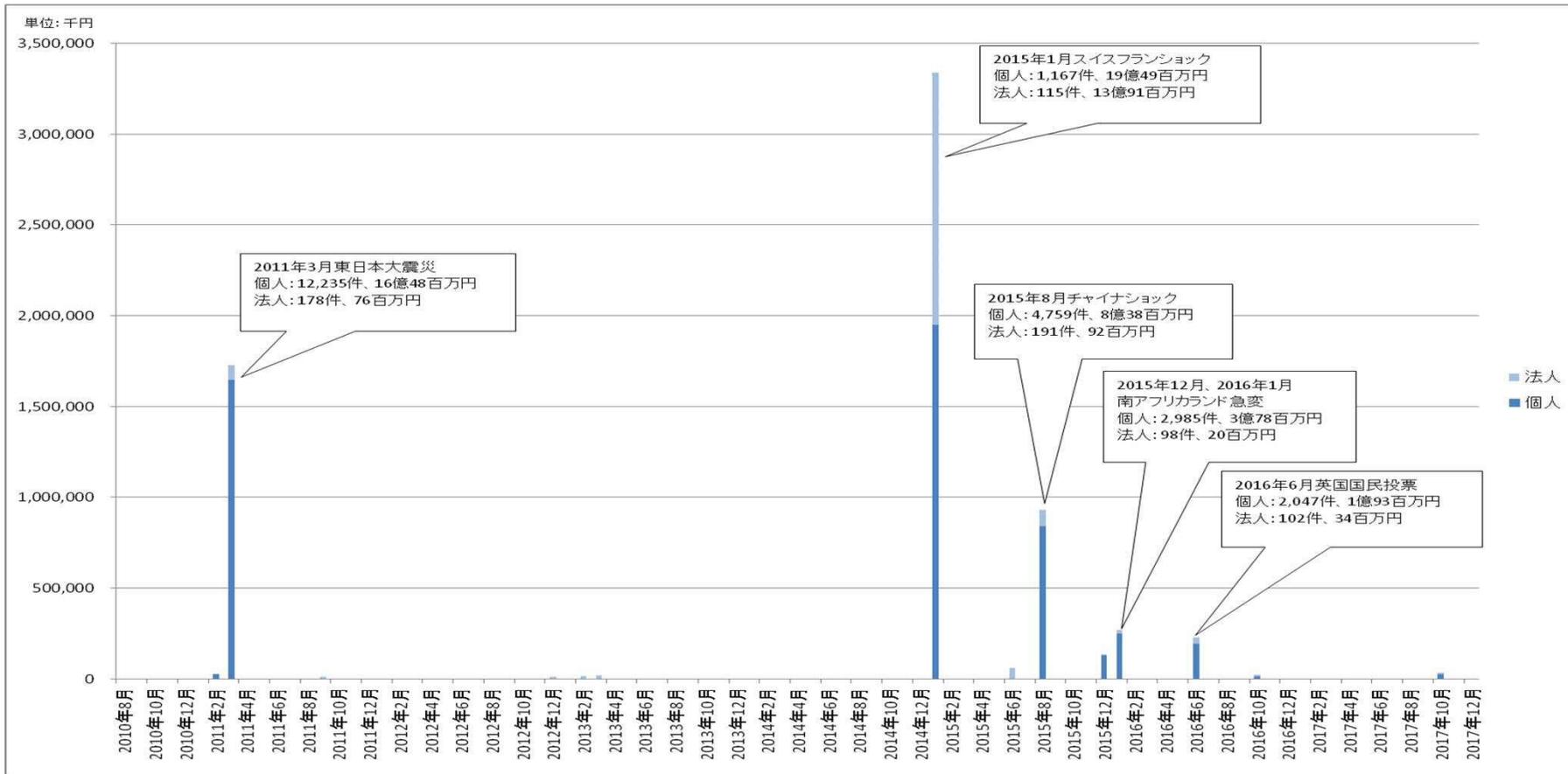


未収金②

未収金はどの程度発生するか？

Ⅱ. 未収金の発生状況

【協会作成資料】





未収金③

リスク管理

Ⅲ. 未収金は、店頭取引、取引所取引の双方より発生する (件数: 件、金額: 百万円、単位未満切捨て)

発生年月日	区分	店頭取引			取引所取引			合計			備考
		a件数	b金額	b/a (単位千円)	a件数	b金額	b/a (単位千円)	a件数	b金額	b/a (単位千円)	
2011. 3. 17 (未明)	個人	9,034	553	61	3,197	1,095	343	12,231(96%)	1,648	135	東日本大震災(1/11)後の円急騰/(取引所にはOSEを含む)
	法人	163	54	331	9	22	2,444	172(4%)	76	442	
	合計	9,197(35%)	607	66	3,206(65%)	1,117	348	12,403	1,724	139	
2015. 1. 15	個人	1,094	1,858	1,698	43	90	2,093	1,137(57%)	1,948	1,713	スイスフラン急変/スイス中銀対ユーロペッグ制廃止(1/15 18:30公表)
	法人	91	1,437	15,791	1	2	2,000	92(43%)	1,440	15,652	
	合計	1,185(97%)	3,295	2,781	44(3%)	92	2,091	1,229	3,388	2,757	
2015. 3. 18	個人	0	0	0	0	0	0	0(0%)	0	0	FOMC声明を受けてユーロドルが2%程度急騰
	法人	9	1	111	0	0	0	9(100%)	1	111	
	合計	9(100%)	1	111	0(0%)	0	0	9	1	111	
2015. 8. 24	個人	4,541	706	155	279	122	437	4,820(90%)	828	172	チャイナショック 早朝 南アランド、夜間 米ドル等急変
	法人	177	91	514	2	0	0	179(10%)	91	508	
	合計	4,718(87%)	797	169	281(13%)	122	434	4,999	919	184	
2015. 12. 10	個人	363	16	44	192	99	516	555(99%)	116	209	南アランド急変(財務相解任、南ア市場トリプル安)
	法人	17	0	0	3	0	0	20(1%)	1	50	
	合計	380(15%)	17	45	195(85%)	100	513	575	117	203	
2016. 1. 11	個人	1,868	179	96	283	62	219	2,151(95%)	242	113	南アランド急変
	法人	23	11	478	1	0	0	24(5%)	12	500	
	合計	1,891(75%)	191	101	284(25%)	63	222	2,175	254	117	
2016. 6. 24	個人	1,887	176	93	156	17	109	2,043(85%)	193	94	英国国民投票(EU離脱)23日7時~22時投票(日本時間23日15時~24日6時) ポンド・ドル他急変
	法人	76	25	329	4	8	2,000	80(15%)	33	413	
	合計	1,963(89%)	201	102	160(11%)	25	156	2,123	226	106	
2016. 10. 7	個人	257	13	51	12	0	0	269(71%)	13	48	ポンド フラッシュクラッシュ
	法人	112	9	80	0	0	0	112(29%)	9	80	
	合計	369(97%)	22	60	12(3%)	0	0	381	22	58	

BISによるフラッシュ・イベントにかかわるレポート『The sterling 'flash event' of 7 October 2016』において相場の急変動と指摘された6つのケースを含む8件のイベントにかかわる未収金発生状況

【協会作成資料】



ストレステスト①

ストレステストの内容、プロセス等について

極端であるが、現実には起こり得る金融市場の大きな変化が、保有する資産・負債の損益に与える影響を把握するリスク管理手法

1. ストレステストの対象リスク



・第1回検討会金融庁資料(最大変動率)との比較

	STP(※1) (未カバーリスクゼロ)	STP以外	
		(基準日エンド・カバー率50%以上)	(基準日エンド・カバー率50%未満)
1. 未カバーポジションリスク	N/A	3. カバー取引先破綻リスクと同方向 (自社不利方向)	自社不利方向
2. 未収金発生リスク	顧客不利方向	顧客不利方向	顧客不利方向
3. カバー取引先破綻リスク	自社不利方向	自社不利方向	1. 未カバーリスクと同方向 (自社不利方向)

2. 共通ストレステストのシナリオ

(※1) Straight Through Processing 【協会作成資料】

テストシナリオに非現実的な要素あり(エクストリームシナリオ)

- ・ 過去最大相場変動幅を利用するも通貨ペアの相関関係を考慮せず(全通貨自社に不利な方向)
- ・ 最大カバー取引先(除くG-SIFIs)破綻時に差入証拠金等が全額回収できず
- ・ 最大カバー取引先破綻時にカバーポジション全解消に加えて、同タイミングで過去最大幅の相場変動発生(自社不利方向)
- ・ なお、日中最大ポジションは未カバーポジションリスクに反映済



ストレステスト②

ヒストリカルシナリオによる試算

協会では、ストレステストが、業界において、極端ではあるが現実には起こり得る金融市場の大きな変化による資産・負債の損益への影響を把握するリスク管理手法として根付き、確立されていくことを目指し、ワーキンググループを開催し、非現実的な要素を含む現行のストレステストシナリオの精緻化・高度化に向けて、現在も議論、検討を継続している。

共通ストレステストのシナリオ
(非現実的な要素を含んだエクストリームシナリオ)



WGでの議論、検討を継続

〈ヒストリカルシナリオによる試算〉

精緻化・高度化に向けた継続的な取組みの一環として、FMIの原則を採用している取引所のストレステストシナリオを参考にし、極端であるが、現実には起こり得る金融市場の大きな変化を反映したシナリオにて試算を行い、その結果については今後の議論、検討の中で活用していくことを考えている。

・対象16社、取引高シェア79%(2017.1Q~3Q)



ストレステスト③

共通ストレステストとヒストリカルシナリオによる試算のシナリオ概要の比較

リスク管理

	共通ストレステスト	ヒストリカルシナリオによる試算
I. 実施頻度	共通ストレステストは、協会が計算基準日を指定し、これまでに2回実施。 第1回計算基準日：平成28年1月21日 第2回計算基準日：平成29年3月9日	第2回共通テストの計算基準日(平成29年3月9日)を基準日として実施。
II. 対象会員	FX取扱い会員(登録金融機関(銀行等)や大手証券等を除く) 第1回52社、第2回54社	同左 主要な16社
III. 価格変動率の計算方法等(各テスト共通)	① 価格データ :2008年以降の通貨ペアごとの最大変動が同日に起こると想定。(無相関) ② 計算方法 :日中の(高値-安値)÷安値、(当日終値-前日終値)÷前日終値のうち大きい方。 ③ 変動の方向 :すべて不利な方向	① 価格データ :1985年以降の変動が大きかった4日(相関あり) 1998/10/7(アジア通貨危機)、2008/10/28(リーマンショック後)、2015/1/15(スイスフラン・ショック)、2016/6/24(Brexit) ② 計算方法 :(当日終値-前日終値)※÷前日終値。 ※ IV(1)(3)の場合に限る。同(2)の場合は、逆の計算となる。 ③ 変動の方向 :②により得られた方向
IV. ストレステストの対象リスク*		
(1)未カバーポジションに対するリスク	ストレスをかけるポジション : Net未カバー建玉の日中最大値	ストレスをかけるポジション : 同左
(2)未収金発生リスク	① ストレスをかけるポジション : クローズ時のNet顧客建玉(顧客ごと) ② 損失から控除する額 : 当日クローズの顧客ごとの預り証拠金残高	① ストレスをかけるポジション : クローズ時のNet顧客建玉(全体) ② 損失から控除する額 : 前日クローズの必要証拠金額合計
(3)カバー取引先破綻リスク	① 最大カバー取引先 : G-SIFIsを含まない。 ② ストレスをかけるポジション : 最大カバー先におけるクローズ時のNetカバー建玉 ③ 損失に加算する額 : 当日のカバー取引先預入れ証拠金残高	① 最大カバー取引先 : G-SIFIsを含む場合、含まない場合それぞれについて計算。 ② ストレスをかけるポジション : 同左 ③ 損失に加算する額 : 同左
(4)統合リスク	(1)(2)(3)の各損失額の合計額	同左
V. 結果評価について	自己資本から各対象リスクに係る損失額を其々控除した状態で自己資本規制比率を算定。其々の自己資本規制比率が法定水準(120%)を満たしているか確認する。	同左及び共通ストレステスト結果との比較等(自己資本規制比率は、試算結果等から推計)

*ヒストリカルシナリオによる試算では、ストレスをかけるポジションは、基準日(平成29年3月9日)、当該基準日から遡ること6か月の中で最も日中顧客取引量が多かった日及び当該6か月の中で最もクローズ時点の顧客建玉残高が多かった日のポジションのデータを用いることとしており、当該データによる計算結果が最も大きい損失額を最大損失額としている。



ストレステスト④

リスク管理

ストレステストの結果について

共通ストレステストとヒストリカルシナリオによる試算の結果の比較

本協会が実施する共通ストレステストの結果及びヒストリカルシナリオによる試算(以下「試算」という。)の結果、各リスク勘案後の自己資本規制比率が120%を割れた社数は次のとおりである。(対象社数:第1回52社、第2回54社、試算16社)

1. カッコ内の数字は、第1回、第2回の各リスクのテストにおいて自己資本規制比率が120%を割れた会員のうち、今回の試算を行った社数であり、「ヒストリカルシナリオによる試算」の欄には、第2回のカッコ内の数値からの推移(上段)及び第2回では120%割れとなっていなかった会員のうち今回の試算の結果120%割れとなった会員数(下段)を記載している。
2. 共通ストレステストでは、カバー取引先破綻リスクの算出からG-SIFIsを除いているが、今回の試算においては、G-SIFIsを除く場合、含める場合それぞれについてカバー取引先破綻リスクを算出している。

(単位:社)

	第1回(52社) (基準日2016.01.21)	第2回(54社) (基準日2017.03.09)	ヒストリカルシナリオによる試算(16社) (基準日2017.03.09※1)	
未カバーリスク	0(0)	1(0)	0→0 0	
未収金発生リスク	0(0)	3(1)	1→0 0	
カバー取引先破綻 リスク※2	11(2)	15(3)	G-SIFIsをカバー先から除く場合	G-SIFIsをカバー先に含める場合
			3→0 1	3→0 5
統合リスク	17(6)	17(5)	G-SIFIsをカバー先から除く場合	G-SIFIsをカバー先に含める場合
			5→3 0	5→4 4

※1 当該基準日に加え、当該基準日から遡ること6か月の中で最も日中顧客取引量が多かった日及び当該6か月の中で最もクローズ時点の顧客建玉残高が多かった日のポジションデータを基に試算を行い、最も大きい損失額を最大損失額としている。

※2 最大カバー取引先の格付け等は一切考慮していない(ストレスをかけた結果及び差入証拠金を100%損失額としている。)



ストレステスト⑤

ヒストリカルシナリオによる試算結果について

1. 未カバーリスク(STP※3社を除く13社)

最大損失額： 共通テストに対して12社が減少、1社が増加となった。
リスク勘案後の自己資本規制比率： 全社が120%割れとならなかった。
資金調達枠： 全社とも最大損失額が同枠内に収まっている。

※ Straight Through Processing

2. 未収金発生リスク(16社)

最大損失額： 共通テストに対して14社が減少、2社が増加となった。
リスク勘案後の自己資本規制比率： 全社が120%割れとならなかった。
資金調達枠： 全社とも最大損失額が同枠内に収まっている。

3. カバー取引先破綻リスク

① G-SIFIsを除く場合

ア カバー取引先がすべてG-SIFIsである7社を除く9社

最大損失額： 共通テストに対して5社が減少、4社が増加となった。
リスク勘案後の自己資本規制比率： 1社が120%割れとなった。

資金調達枠： 1社について最大損失額が同枠内に収まっていない。

イ カバー取引先がすべてG-SIFIsである7社

カバー取引先破綻リスクの算出からG-SIFIsを除いているため、リスクはゼロ。(共通テストと同じ。)

② G-SIFIsを含める場合

ア 最大カバー取引先がG-SIFIsである10社

最大損失額： 全て増加。
リスク勘案後の自己資本規制比率：
6社が120%割れとならず、4社が120%割れとなった。
資金調達枠： 全社とも最大損失額が同枠内に収まっている。

イ 最大カバー取引先がG-SIFIsでない6社

最大損失額： 共通テストに対して4社が減少、2社が増加となった。
リスク勘案後の自己資本規制比率： 1社が120%割れとなった。
資金調達枠： 1社について最大損失額が同枠内に収まっていない。



自主規制における対応は？

3. 自主規制関係

(1) 関係規則

ストレステストの継続的实施に関し、金融先物取引業務取扱規則にリスク管理に係る規定(以下参照)を新たに設け、平成29年10月1日より施行。当該規定は、各会員が各自に必要な内容及び頻度を考えてストレステストを実施し、その結果を取締役等に報告し、経営に反映していくことを求めており、ストレステストを各会員の為替リスク管理の手法の一つとして定着させることを目的とする。

(2) ストレステスト・モニタリング

本協会の監査部では、会員各社のストレステストの結果報告を精査し、各種リスク控除後の自己資本規制比率が一定水準(120%)以下となった会員に対し、テスト実施後のリスク認識や対応予定等についてヒアリングを行っています。また、ヒアリングの結果については当局にも提供し、情報共有を行っています。

(参考)

【金融先物取引業務取扱規則】

(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備)

第25条の4の2

会員は、外国為替証拠金取引を行う場合、自己における為替変動による損失発生リスクを適正に管理するために必要な基準を定めるものとする。

2 前項の基準には、自己における為替変動による損失発生リスクに関するストレステストの継続的な実施及びその結果の取締役会その他の機関への報告に関する事項を含めるものとする。

3 会員が店頭外国為替証拠金取引を行う場合、第1項の基準には、カバー取引(金商業府令第94条第1項第1号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。)を行う場合におけるその発注方法及び執行基準その他のカバー取引の実施に係る事項を含めるものとする。

4 会員は、第1項の基準の遵守状況を定期的に確認するものとする。

5 会員は、前項の確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。

(店頭外国為替証拠金取引における為替リスク管理に係る顧客への事前説明)

第25条の4の3

会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、前条第1項の基準(取引条件に該当するもの、その他の顧客の判断に影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)に係る事項(次項において「記載事項」という。)について取引説明書等に記載し、又は次項の定めるところにより顧客に提供するものとする。

2 略



ストレステスト⑦

リスク管理

未カバーポジションの状況

1. 未カバーポジション(取引金額)の状況(対象会員18社、取引高シェア82%(2017.1Q~3Q))

未カバーポジションとは、カバー取引もマリー取引も行っていないネットオープンポジションをいう。

基準日:2017年3月9日

	未カバーポジション(取引金額:百万円)
日中最大 ※	221,898
クローズ時点	117,097

※「日中最大」とは、各通貨ペアごとに日中の最大未カバーポジションを計算し、合計したもの。

2. 日中のカバー取引の状況(USDJPY)(対象会員18社、取引高シェア82%(2017.1Q~3Q))

基準日:2017年3月9日

カバー取引の割合※1	90%以上※2	90%未満~50%以上	50%未満※3
社数	11	2	5

※1 「カバー取引の割合」とは、1.のうち、USDJPYの日中最大未カバーポジション発生時点における当該通貨ペアに係る「ネットのカバー取引先建玉 ÷ ネットの顧客建玉 × 100」の値。

※2 「90%以上」には、一時的に100%以上となっている場合を含む。

※3 「50%未満」には、一時的にマイナスになっている場合を含む。



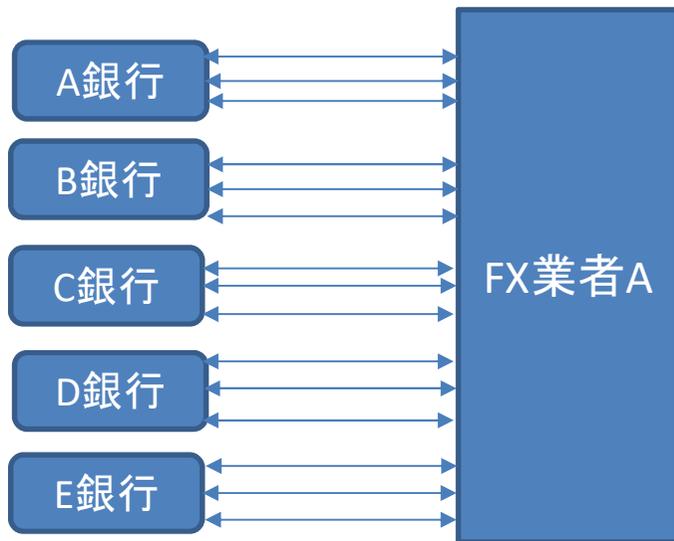
カウンターパーティリスクの考察

FX取引業者とカバー取引(2営業日後に決済されるスポット取引のアグリゲーション)

◎FX業者が持つ取引先リスクの元は最長2営業日後の決済取引がメインで、かつデータ・アグリゲーションにより決済額の圧縮が図られる

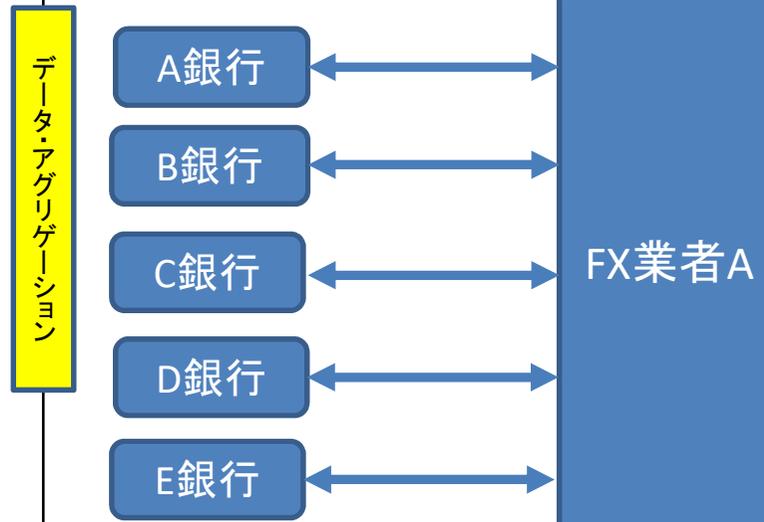
<カバー取引(スポット取引市場)>

9,000件のスポット取引を5行との間で約定



< 後続処理 >

データ・アグリゲーションの結果、取引は5件に圧縮される



【協会作成資料】



業者区分別のFX取扱い会員一覧(2018年12月末時点)

区分	会員名	店頭FX取扱い	区分	会員名	店頭FX取扱い
証券会社 (34社)	岩井コスモ証券(株)		その他の銀行 (6社)	(株)ジャパンネット銀行	○
	みずほ証券(株)			楽天銀行(株)	○
	野村證券(株)	○		(株)新生銀行	○
	ひまわり証券(株)	○		ソニー銀行(株)	○
	松井証券(株)	○		住信SBIネット銀行(株)	○
	大和証券(株)	○		(株)じぶん銀行	○
	(株)SBI証券	○	商品先物会社 (5社)	豊商事(株)	
	楽天証券(株)	○		岡安商事(株)	
	岡三オンライン証券(株)	○		サンワード貿易(株)	
	GMOクリック証券(株)	○		(株)フジミ	
	益茂証券(株)	○		(株)アルフィックス	
	트레이ダーズ証券(株)	○	先物専門会社 (21社)	FXプライムbyGMO(株)	○
	マネックス証券(株)	○		JFX(株)	○
	カブドットコム証券(株)	○		セントラル短資FX(株)	○
	(株)DMM.com証券	○		上田ハーロー(株)	○
	インヴァスト証券(株)	○		クリエイトジャパン(株)	
	(株)ライブスター証券	○		(株)外為どっとコム	○
	東岳証券(株)	○		FOREX EXCHANGE(株)	○
	アイネット証券(株)	○		エキサイトワン(株)	○
	あい証券(株)	○		(株)AFT	○
	セントレード証券(株)	○		ゲインキャピタルジャパン(株)	○
	サクソバンク証券(株)	○		(株)FXブロードネット	○
	IG証券(株)	○		(株)外為オンライン	○
	フィリップ証券(株)	○		ロンナル・フォレックス(株)	○
	日産証券(株)	○		(株)ワイジェイFX	○
	カネツFX証券(株)			ヒロセ通商(株)	○
	EZインベスト証券(株)	○		(株)FXトレード・フィナンシャル	○
	プレミア証券(株)			OANDA Japan(株)	○
	IS証券(株)			アヴァトレード・ジャパン(株)	○
	立花証券(株)			外為ファイネスト(株)	○
	あかつき証券(株)			デューカスコピー・ジャパン(株)	○
	(株)東郷証券	○		SBIFXトレード(株)	○
	(株)マネーパートナーズ	○			
	(株)マネースクウェア・ジャパン	○			

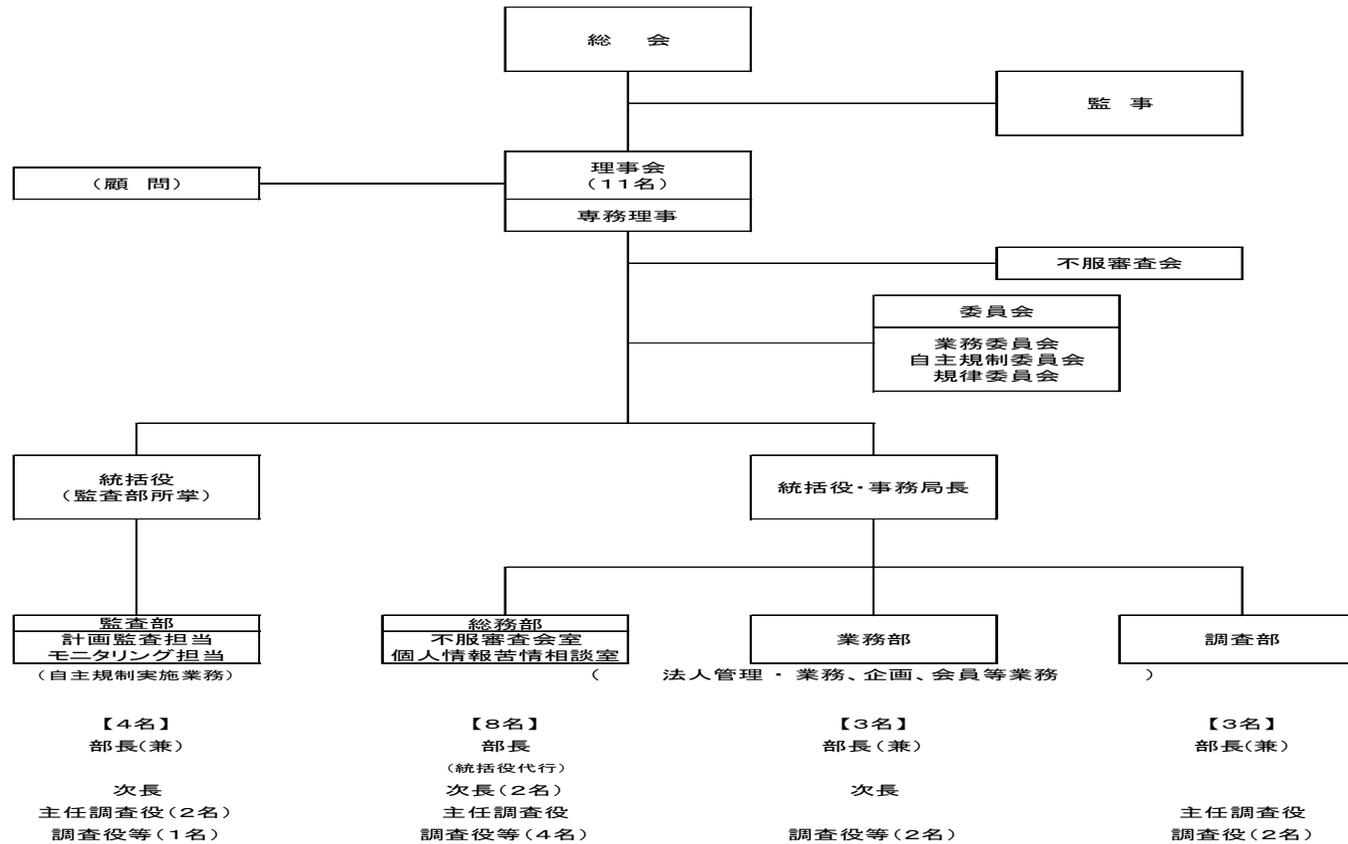


事務局組織

参考資料

【事務局組織】

(平成30年2月)



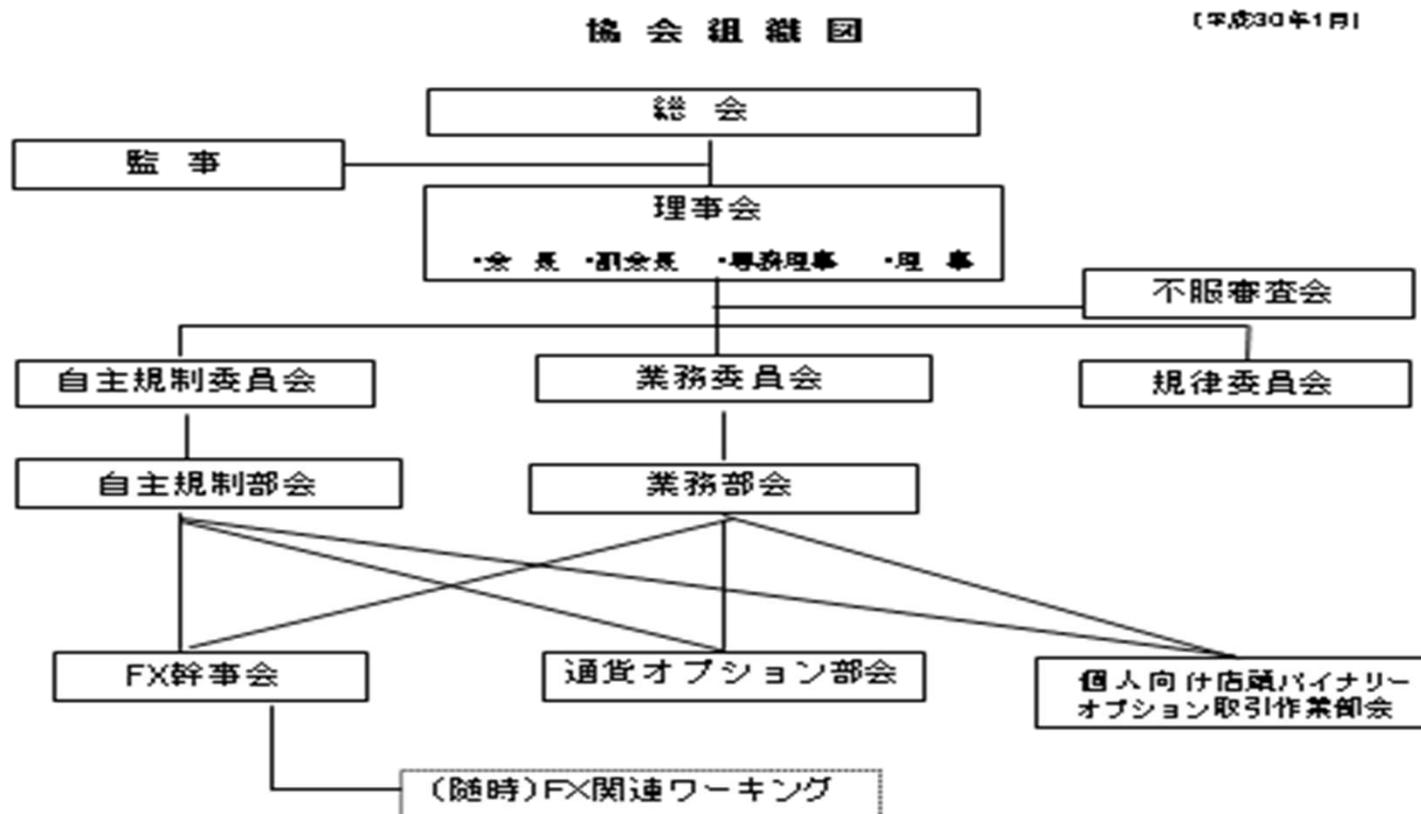
(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員 1名、職員18名、パート職員2名】



協会組織図

参考資料





参考資料

本協会の最大変動率(第2回ストレステスト、基準日2017年3月9日)と
第1回検討会金融庁資料P. 15(最大変動率)との比較

通貨ペア	米ドル/円	ユーロ/円	ポンド/円	豪ドル/円	スイスフラン/円
金融庁資料(P15)の 最大変動費率	6.7%	7.3%	11.4%	12.7%	20.2%
本協会の 最大変動費率	7.84%	11.81%	20.15%	20.18%	16.24%
通貨ペア	カナダドル/円	NZドル/円	南アランド/円	ユーロ/米ドル	ポンド/米ドル
金融庁資料(P15)の 最大変動費率	7.5%	19.6%	16.1%	3.5%	8.1%
本協会の 最大変動費率	11.03%	17.18%	21.69%	4.79%	13.57%

【金融庁資料(P.15)を加工して協会が作成】